

ミモザ湘南台新館 ご利用料金

前払金と月々の利用料金

		月額利用料（一人あたり）				
プラン		前払金 (非課税)	家賃相当額 ^{※2} (非課税)	管理費 ^{※3}	食費 ^{※4} (30日喫食の場合)	月額利用料合計
個室	Aプラン	0円	133,000円	25,600円 (内,消費税600円)	58,740円 (内,消費税4,740円)	217,340円 (内消費税5,340円)
	Bプラン ^{※1}	192万円	113,000円	25,600円 (内,消費税600円)	58,740円 (内,消費税4,740円)	197,340円 (内消費税5,340円)

※1 Bプランについては80歳以上の方のみ対象のプランとなります。

※2 家賃相当額には共用設備を含みます。

※3 管理費は次の非課税対象と課税対象の合計金額となります。(居室内の電気使用料は別途実費負担となります)

管理費①	19,000円 (非課税)	共用設備費、エレベーター維持費、環境植栽整備費などの共有部分の維持管理費等
管理費②	6,600円 (内,消費税600円)	事務管理部門の人員費・事務費、入居者に対する日常生活支援サービス提供のための人員費・事務費等

※4 食費には食材費と調理管理費を含みます。1食当たりの食費は以下の通りとなります。

	朝食	昼食	夕食	おやつ
喫食時	486円 (内,消費税36円)	594円 (内,消費税44円)	770円 (内,消費税70円)	108円 (内,消費税8円)
欠食申出時 ^{※5}	232円 (内,消費税17円)	232円 (内,消費税17円)	232円 (内,消費税17円)	

※5 提供1日前の正午12時までにキャンセルのお申し出があった場合。お申し出が無い場合には、喫食時料金の適用となります。

※その他

- 介護用品(紙おむつ等)、居室内の電気使用料、電話代等は、別途実費をご負担いただきます。
- 公的介護保険サービスの自己負担割合に応じた利用料(非課税)が必要となります。

前払金の償却と解約時返還制度

- 前払金は入居日の翌日より8年(96ヵ月)で償却いたします。(日割り計算)
- 償却期間内に、ご入居者の転居・死亡・その他の事由により当施設を退去される場合は、以下の計算式により残額を返金いたします。

Aプラン返還金	前払金0円のため、返還金はありません。
Bプラン返還金	$(\text{前払金}) \div (\text{入居日の翌日から償却期間満了日までの実日数}) \times (\text{契約終了日から償却期間満了日までの実日数})$

※ 償却期間満了日以降の場合、返還金はありませんが、追加のご負担もありません。

令和5年7月1日改定

介護保険の基本報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	藤沢市(4級地)
地域単価	10.54円

②基本料金(1日当たり)

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	546	576 円	1,151 円	1,727 円	
要介護2	614	648 円	1,295 円	1,942 円	
要介護3	684	721 円	1,442 円	2,163 円	
要介護4	750	791 円	1,581 円	2,372 円	
要介護5	820	865 円	1,729 円	2,593 円	

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険の加算報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	藤沢市(4級地)
地域単価	10.54円

②各種加算

加算の名称	単位数	自己負担			備考
		(1割)	(2割)	(3割)	
協力医療機関連携加算(I)	100	106円	211円	317円	1月単位
退居時情報提供加算	250	264円	527円	791円	1回限り
サービス提供体制強化加算(III)	6	7円	13円	19円	
介護職員処遇改善加算(I)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(8.2%)				
介護職員等特定処遇改善加算(II)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(1.2%)				
介護職員等ベースアップ等支援加算	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(1.5%)				

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

算定している各種加算の説明(2024年4月1日以降)

加算の名称	加算の説明
協力医療機関連携加算(I)	<p>次のいずれも満たす場合に算定する加算です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者の症状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を確保している協力医療機関を定めている ○事業者から診察の求めがあった場合において診察を行う体制を、常時確保している協力医療機関を定めている ○協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を概ね月1回以上開催している ○看護職員は、利用者ごとの健康の状態について随時記録している
退居時情報提供加算	<p>利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合</p>
サービス提供体制強化加算(III)	<p>前年度の職員体制による加算(介護福祉士の比率50%以上、常勤職員の比率75%以上または勤続7年以上の比率30%以上のいずれかを満たすこと)</p>
介護職員処遇改善加算(I)	<p>介護職員の処遇改善のための加算</p>
介護職員等特定処遇改善加算(II)	<p>現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たし、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善のための加算</p>
介護職員等ベースアップ等支援加算	<p>介護職員等のベースアップ等を図り、介護職員等の更なる処遇改善を図るための加算。</p>